

理 由

(1)

行為の制限の解除及び公共施設等の用に供されたことにより、生産緑地としての機能が失われたものについて都市計画変更（廃止）する。

(2)

生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準に定められる指定要件を満たしているため、都市計画変更（追加）する。

(3)

土地区画整理事業における仮換地指定により、生産緑地地区の位置、区域および面積の変更を行うため、都市計画変更を行う。